

## 条 例

県の機関の請求によつて出頭した者に対する費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第四十号

県の機関の請求によつて出頭した者に対する費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例

県の機関の請求によつて出頭した者に対する費用弁償等の支給に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一項第八号中「第百三十二条」を「第百七十三条において準用する同法第百五十七条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。